

令和 8 年 6 月

区 民 住 宅

(あき家) 入居者の募集

募集戸数 区 民 住 宅 (世帯用) 2LDK 2戸
区民住宅(世帯用)※病死等があった住宅 2LDK 1戸

※申込書は一世帯につき1通のみ有効です。2通以上の申込書を送付した際は、送付した申込書すべてが無効となります。

申 込 資 格 (一部抜粋)

- 1 本人または申込者の親もしくは子が千代田区内に在住していること。あるいは申込者本人が千代田区内に勤務していること。
- 2 所得が基準の範囲内であること。

2,276,000 円(2人世帯の下限額) ～

11,528,000 円(5人世帯の上限額)

※遠隔地扶養親族含む家族数により下限額・上限額は変動します。
その他資格は P 6 ～ P 7 を参照してください。

オンライン申込

申込期間 令和8年6月23日(火)～7月8日(水)

令和8年度6月 区民住宅入居者募集ページから
申込期間内にお申し込みください。

<https://www.portal.city.chiyoda.lg.jp/ctz/appMngDef/a04Ih00000686Br>



郵送申込

申込期間 令和8年6月23日(火)～7月3日(金)

申込書に必要事項を記入のうえ、所定の封筒で申込期間内に郵送でお申し込みください。

申込書は、令和8年7月3日(金)までの消印があるもので令和8年7月8日(水)までに千代田区住宅課に届いたものに限り有効です。

問い合わせ先(申込期間中)

区民住宅募集コールセンター【9:00 ～ 18:00】

電話 (03) 3230 - 2760 (直通)

※電話番号はお間違いのないようにお願いします。

※申込期間中は、電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

※区民住宅募集コールセンターは、区の受託事業者である日本不動産管理株式会社が運営しています。

■ 目次

※申込みにあたっては、次の(1)～(5)の順にしたがって、
それぞれの内容をよくお読みください。

(1) 申込資格を確認してください。



①申込資格

- ・区民住宅（世帯用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7 ページ
- ・特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ

②優遇資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

(2) 世帯の所得が定められた基準の範囲内であるか、確認してください。



①所得基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ

②所得金額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 11ページ

- ・給与所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13ページ
- ・事業等所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14ページ
- ・年金を受けている方・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ページ
- ・特別控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16ページ

③使用者負担額の算定・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ

(3) 申込む住宅を選んでください。



①申込番号・申込区分等・・・・・・・・・・・・・・・・ 18ページ

②住宅概要

- ・西神田区民住宅（9階）・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ
- ・西神田区民住宅（23階）・・・・・・・・・・・・・・ 20ページ
- ・西神田区民住宅（7階）※病死等があった住宅・・・・ 20ページ

(4) 申込書を作成してください。



①申込みにあたってのご注意・・・・・・・・・・・・ 21ページ

②申込書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～23ページ

③こんなときには…・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24ページ

(5) 郵送

募集住宅概要

区分	申込番号	住 宅 名 (所在地)	間取り (住戸面積)	使用者負担額 (円/月)	共益費 (円/月)	入 居 家族数	募集 戸数	交 通 (最寄駅) ※一般的な所要時間
				保証金 (円)				
世帯用	1	西神田区民住宅 (西神田 2-6-1) 【9階】	2LDK (62.48㎡)	67,300 ~ 172,800	9,500	2人以上 ※1	1戸	地下鉄 神保町駅 徒歩6分 J R 水道橋駅 徒歩6分
				518,400				
世帯用	2	西神田区民住宅 (西神田 2-6-1) 【23階】	2LDK (59.42㎡)	67,700 ~ 169,300	9,500	2人以上 ※2	1戸	地下鉄 神保町駅 徒歩6分 J R 水道橋駅 徒歩6分
				507,900				
世帯用	3	西神田区民住宅 (西神田 2-6-1) 【7階】 病死等があった住宅 ※3	2LDK (65.15㎡)	67,400 ~ 176,500	9,500	2人以上 ※4	1戸	地下鉄 神保町駅 徒歩6分 J R 水道橋駅 徒歩6分
				529,500				

※1 入居者数が下記（参考）に記載の計算方法により5.75人以上の場合は最低居住面積を満たさないため申込みできません。

※2 入居者数が下記（参考）に記載の計算方法により5.5人以上の場合は最低居住面積を満たさないため申込みできません。

※3 居室内で病死等があった住宅です。次の点をご了承のうえで申込みしてください。

- ・事故内容の具体的な状況についてはお答えできません。
- ・入居後、居室内で病死等があった住宅であることを理由とした他の住宅への変更はできません。
- ・使用料は一般住宅と変わりません。居室内で病死等があった住宅であることを理由に使用料は減額されません。

※4 入居者数が下記（参考）に記載の計算方法により6人以上の場合は最低居住面積を満たさないため申込みできません。

（参考） 入居者数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数えます。
この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とします。

申込みから抽せんまでのスケジュール

オンライン申込の方 **申込期間** 6月23日（火）～ 7月8日（水）

7月8日（水）までに千代田区ポータルサイトで申込完了したものに限り受け付けます。

郵送申込の方 **申込期間** 6月23日（火）～ 7月3日（金）

申込書は、7月3日（金）までの消印があるもので7月8日（水）までに千代田区住宅課に届いたものに限り受け付けます。

抽せん番号のお知らせ

○オンライン申込の方

7月17日（金）

メール送信予定

○郵送申込の方

7月17日（金）はがき発送予定

申込書についているハガキ（2か所）の切手貼付欄に切手がはられていない、または料金が不足している場合等は通知はがきを送付しません。

抽せん会 8月5日（水）

抽せん会 時間：午前10時～

場所：千代田区役所 4階 404会議室

結果発表 住宅課窓口およびホームページ上に当せん番号を掲示します。

・抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。

抽せん結果のお知らせ

○オンライン申込の方

8月7日（金）メール送信予定

※日付は前後する場合があります

○郵送申込の方

8月7日（金）はがき発送予定

落せん

補欠者

入居資格審査対象者に辞退等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。繰り上げとなった場合、使用許可日（入居）は通常のスケジュールとは異なります。
なお、繰り上げにならない方には、資格審査通知書を発送しません。

当せん（入居資格審査対象者）

- ・申込書の記入内容について、確認の電話をする場合があります。
- ・入居資格審査対象者には、資格審査通知書を順次発送します。
- ・なお、入居資格審査に合格しないと入居できません。
- ・当せん者が辞退・失格した場合、または抽せん日から1年間の間に、申込んだ住宅（西神田区民住宅は、7階～14階と18階～25階の2つに分けています）の同タイプに空室が発生した場合、抽せんでは補欠となった方を順次繰り上げて資格審査を行います。
- ・病死等のあった住戸は繰り上げ審査の対象外となります。

入居資格審査から入居まで（オンライン申込・郵送申込共通）

入居資格審査

- ・ 必要な書類を千代田区住宅課にご提出ください。提出された書類はお返しいたしません。
- ・ なお、申込みのときは書類は不要です。

※入居資格審査合格者のみ

合格通知発送

合格通知は、必要な書類をすべて提出していただいたあと、原則2週間程度で発送する予定です。

内覧会

- ・ 内覧は、指定の期間中に1回のみできます。（平日のみ）
- ・ 内覧会時の住戸は清掃・修繕済みとなるため、追加清掃・修繕等はいりません。現状のままの引き渡しとなります。

入居説明会・入居手続き

入居許可日に実施

入 居

入居許可日から15日以内に引越しをしてください。

入居は令和8年10月頃予定

- ・ 資格審査は千代田区住宅課が行います。
- ・ 審査終了後、入居手続きまでに保証金を納入していただきます。
- ・ 入居にあたり連帯保証人1名が必要となります。手続きの際に連帯保証人になる方の印鑑登録証明書、所得を証明する書類を提出していただきます。

※ 連帯保証人の資格は次のとおりです。

- ① 日本国内に住所を有する方
- ② 独立の生計を営み、確実な保証能力を有する方
- ③ 印鑑登録証明書の取れる満18歳以上の方
- ④ 西神田区民住宅（世帯用）は極度額（限度額）2,118,000円を保証できる方

★ 申込資格を確認してください。

■ 申 込 資 格（世帯用）

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑧のすべてに当てはまる必要があります

① 千代田区内に申込者または、親もしくは子が居住しているか、申込者が千代田区内に勤務していること

- (1) 申込者本人が次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する成年で、そのことが住民票等で証明できること（外国人については、在留資格が確認できること）。
 - （ア）申込者本人が千代田区内に居住していること。
 - （イ）申込者本人の親または子が千代田区内に居住していること。
 - （ウ）申込者本人が千代田区内に勤務先を有し（派遣社員は派遣先が千代田区内であること。アルバイト・パート等は除く）、そのことが在勤証明書等で証明できること。
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和7年7月4日以前から）在留している方であること。

② 同居親族がいること（単身では申込みできません）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次の（ア）～（ウ）のいずれかに当てはまること。
 - （ア）婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること）、パートナーシップ関係の相手方
 - （イ）申込者本人または同居親族と、税法上の扶養関係にあること。
 - （ウ）独立して生計を営む直系血族または直系姻族（申込者または配偶者の祖父母、父母、子、孫）であること。
- (2) 次の例のように、家族を分離しての申込みはできません。
 - （ア）夫婦が別居する申込み
 - （イ）結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み
- (3) 内縁関係の場合、住民票の続柄が「未届の夫（または未届の妻）」と記載されており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) パートナーシップ関係の場合、東京都の宣誓制度または同等の制度による証明を受けており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (5) 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

③ 世帯の所得が所得基準の範囲内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表(10ページ参照)の入居家族数に応じた所得基準の範囲内であること（10～16ページの計算方法に従って計算してください）。

※所得基準の範囲外の方の申込みは無効です。

※申込番号1・3の住宅と申込番号2の住宅は所得基準が異なりますので申込前に必ずご確認ください。

④ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること

申込者本人および同居しようとする親族に自家所有者（共有名義人や人に貸している場合を含む）がいるときは、次の(1)(2)のような場合を除き申し込むことはできません。区営住宅、区民住宅に居住している方は、⑧の条件を満たす場合のみ申込みができます。

- (1) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、今回募集の住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿を提出できる方
 - (2) 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により、自家所有者でなくなる方
- ※上記以外でも申し込める場合がありますが、特殊な例に限られますので、上記（1）（2）以外に該当する方は、申込み前に必ず問合わせ先へご相談ください。

⑤ 住民税を滞納していないこと（申込者および同居親族）

⑥ 申込者および同居親族が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

⑦ 下記、特記事項を遵守できること

⑧ 区営住宅・区民住宅に入居している方の条件

(1) 区営住宅の入居者

申込日現在、収入基準等の申込資格を有する方は、入居家族数に応じて今回の募集住宅に申込みができます。

(2) 区民住宅の入居者

(ア)現に居住する住戸が狭く以下の(A)～(C)の状態を確保できない場合で、収入基準等の申込資格を有する方は、入居家族数に応じて今回の募集住宅に申込みができます。ただし、現在居住する住戸より今回応募する住宅の方が、間取りが大きくなる場合に限りです。

(A)夫婦の独立の寝室を確保する。ただし、小学校就業前の子ども（令和2年4月2日以降の生まれ）1人までは同室を可とする。

(B)小学生から成年前については、夫婦と別の寝室を確保する。この場合、子どもは1室2人とし、中学生以上については性別就寝とする。

(C)成人については、個室を確保する。

特記事項

次の事項については、あらかじめご承知おきください。

1 共通事項

- (1) 特に理由がなく入居日を延期することおよび保証金を入居許可日（契約日）までに入金できない場合は、資格審査合格者となっても失格となることがあります。また、お預かりした保証金は、住宅返還（退去）の際、未納の使用料や入居者負担の修繕経費を差し引いてお返しいたします（利子につきません）。
- (2) 住宅を、居住以外の目的（営業等）に使用することを禁止しています。
- (3) ペット（犬や猫、小鳥等）は共同住宅のため飼育できません。入居後ペットを飼育していることが判明した場合は、退去していただきます。
- (4) 入居後、入居者の負担で火災保険（個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約付損害保険）に加入していただくようお願いします。
- (5) 入居後、各住宅の防災組織および自治会組織になるべく加入していただくようお願いします。
- (6) 西神田区民住宅にはバイク置場があります。
- (7) 建物管理上、居室内に立ち入る場合があります。

2 駐車場について

駐車場（有料）が設置されています。入居の時点で空きがあった場合は、貸し出しすることが可能です。

★ 優遇資格を確認してください。

■ 優 遇 資 格

「優遇」区分に申込みできる方は、申込者本人が千代田区に引き続き1年以上（令和7年7月4日以前から）居住しており、下記の「優遇」事項に当てはまる方です。「一般」抽選の方より、当選確率が3倍に増えます。該当の方は、「優遇」事項をまちがえないよう内容を確認のうえ、申込書の申込区分欄の該当箇所に**必ず1つ〇印**をしてください。下記の「優遇」事項に該当しない方、記入のない場合は、すべて「一般」となります。

なお、当選後の調査等で「優遇」資格に該当していないことが確認された場合は、「失格」になります。

【区民住宅・世帯用】

優遇 1

狭小【注1】であり、かつ衛生上・安全上劣悪な状態【注2】の民間賃貸住宅等に住んでいること（社宅、寮、UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅、親族の家に間借りしている場合は含まれません）。

【注1】住宅専用面積が、1人世帯25㎡、2人世帯30㎡、3人世帯40㎡、4人世帯50㎡（3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は、0.75人として数える）未満（この条件には必ず該当すること。その他に【注2】に当てはまることが必要となります）。

【注2】次の①～⑥の項目に2つ以上該当すること

- ① 建築後40年以上経過している。
- ② 倉庫など住宅以外の建物に住んでいる。
- ③ 台所が他の住戸と共同である。
- ④ トイレが他の住戸と共同である。
- ⑤ 風呂が住戸内にない。
- ⑥ エレベーターがない住宅の3階以上に居住している。

※ 審査の際、確認に行く場合があります。

優遇 2

申込者本人を含む世帯構成員のいずれかが、65歳以上の者または心身障害者（身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）または障害者総合支援法に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている者であること

優遇 3

住宅に入居しようとする親族に申込日現在、義務教育修了前の児童・生徒（乳幼児を含む）がいること

優遇 4

5人以上の親族が同居し、全員が区民住宅に入居できること

◎ 優遇資格1・2に該当する方は、申込書の裏面にも**必ず記入**してください。

※ 区民住宅には落選回数による優遇はありません。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

★ 世帯の所得が定められた基準の範囲内であるか、確認してください。

■ 所得基準

1. あなたの世帯の所得基準上の家族数

所得 基準上 の 家族数	=	① 申込者 本人	+	② 同居 家族数	+	③ 入居しないが申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)	=	④
		1 人		人		人		人

【注】 出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養とは、所得税法に基づいた扶養親族をいいます。単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

※入居家族数(3・18ページ)は、実際に区民住宅に入ろうとする人数(①+②の合計)であり遠隔地扶養(③)は含みません。

2. あなたの世帯の所得金額の計算

16 ページの「特別控除」および 12 ～ 15 ページを参考に計算してください。

世帯の所得金額		-	特別控除額	=	⑤ 世帯の所得金額
本人の所得金額	家族の所得金額				
円	円		円		円

※世帯に収入のある方が2人以上いる場合、入居する方全員の所得金額を個別に算出して合算してください。

3. 所得基準表

都心共同住宅型(申込番号1と3の住宅)

家族数 (上記④の人数)	所得金額(円) (上記⑤の金額)
2 人	2,276,000 ～ 10,388,000
3 人	2,656,000 ～ 10,768,000
4 人	3,036,000 ～ 11,148,000
5 人	3,416,000 ～ 11,528,000

特定公共賃貸住宅型(申込番号2の住宅)

家族数 (上記④の人数)	所得金額(円) (上記⑤の金額)
2 人	2,276,000 ～ 6,224,000
3 人	2,656,000 ～ 6,604,000
4 人	3,036,000 ～ 6,984,000
5 人	3,416,000 ～ 7,364,000

所得基準表の所得金額内か
お確かめ下さい

※ 遠隔地扶養により、家族数を超える場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

■ 所得金額の計算方法

まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

↓
12～13ページをご覧ください

↓
14ページをご覧ください

↓
15ページをご覧ください

★所得としないもの

- ① 次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助費等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方の所得は0円とします。
ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。

★所得としないことができるもの

申込日現在は収入があっても、申込日以降、令和8年8月末までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、所得を0円とすることができます（申込書に退職予定年月日をご記入ください）。

■ 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

※ 給与の「所得金額」とは、支払いを受けた金額ではありません。

※ 給与所得の方でも、確定申告されている方は、14 ページをご覧ください。

現在の勤め先に就職した日が

令和 7 年 1 月 1 日以前の方

令和 7 年 1 月 2 日以降の方

現在の勤め先でのあなたの月別収入
を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

- (1) 就職した日が令和 7 年 1 月 2 日から令和 7 年 6 月 1 日までの方
(令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

- (2) 就職した日が令和 7 年 6 月 2 日以降の方

就職した翌月から令和 8 年 5 月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを 12 倍します。
それに、その間の賞与を加えます。

$$\boxed{\text{収入計}} \div \boxed{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

- (3) 就職した日が最近で、まだ 1 か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される
固定的給料を 12 倍してください。

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

下段で計算した
「区民住宅の所得金額」
を記入してください。

※ 病気等により、1 か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※ 2 か所以上から給与を受けている場合は、合算した後、所得金額に換算してください。

◎総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、総収入額を所得金額に換算してください。

総収入額が、

- (1) 0 円～ 1,900,000 円未満の方

- (2) 1,900,000 円以上～ 6,600,000 円未満の方 → 4 で割って 1,000 円未満を端数整理します。

〔例〕 総収入額が 5,656,800 円の場合

$$\boxed{\text{収入額}} \quad 5,656,800 \text{ 円} \quad \div 4 = \boxed{1,414,200} \quad 1,000 \text{ 円未満切捨} \Rightarrow \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad 1,414,000 \text{ 円}$$

- (3) 6,600,000 円以上の方

《源泉徴収票の交付を受けた方》

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田荘 101号室	氏名	(受給者番号) (フリガナ) チヨダ タロウ 千代田 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	5 656 800	3 984 800	1 934 190	205 000
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額
有 無 従 有 無 従 有 無 従 有 無 従	310 000	特 定 老 人 2	障 害 者 0	434 190
(摘要)				配偶者の合計所得 490 千 000 円 個人年金保険料の金額 千 円

この金額が所得金額です。

年 収 額	
総 収 入	総 所 得
円	円

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

下段で計算した
「区民住宅の所得金額」を
記入してください。

《源泉徴収票の交付を受けていない方》

(令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。)
(次に下段の計算式で、総収入額を所得金額に換算します。)

総収入額を所得金額に換算する計算式

12か月分の収入額	税法上の所得金額	区民住宅の所得金額
651,000 円未満	0 円	0 円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	12 か月分の収入額 - 650,000 円	税法上の所得金額 - 100,000 円
1,900,000 円以上 3,604,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 2.8 - 80,000 円	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 3.2 - 440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	12 か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上	総収入額 - 1,950,000 円	

前ページ上段で計算した総収入額

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総 収 入	総 所 得
円	円

計算結果(区民住宅の所得金額)を
申込書の所得欄に記入します。

●「区民住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0 円としてください。

■ 事業等所得の方（自営業・外交員等）

※給与所得の方でも、確定申告をされている方は、こちらをご参照ください。

① 現在の仕事を始めた日が 令和 7 年 1 月 1 日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和 7 年分の所得税の確定申告書

第一表

事業等所得金額	①	2	3	0	8	6	3	6
業農業	②							
不動産	③							
利子	④							
配当	⑤							
給与	⑥							
雑	⑦			8	1	7	7	2
総合譲渡・一時 ⑧+((⑤+⑥)×1/2)	⑧							
合計	⑨			3	1	2	6	3

第二表 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
千代田太郎	子	12月	800,000
生年月日 男・大 昭和 63.7.10			
氏名			
生年月日 男・大 昭和 . .			
氏名			
生年月日 男・大 昭和 . .			
④ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

申込書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

合計から総合譲渡・一時の
所得金額を差し引いた金額
が所得金額となります。

※ 妻や子どもを事業専従者と
している場合、この事業専従
者の所得は、それぞれの専従
者給与額を 12～13 ページの
下段の計算式で所得に換算し
て申込書の年間所得金額欄に
記入してください。

(2) 確定申告をしていない方 令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が 令和 7 年 1 月 2 日以降の方

○ 次の(1)(2)から当てはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。
(収入金額－必要経費＝所得金額です)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

(1) 現在の仕事を始めた日が令和 7 年 1 月 2 日から令和 7 年 6 月 1 日までの方 (令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和 7 年 6 月 2 日以降の方

現在の仕事を始めた翌月から令和 8 年 5 月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを 12 倍します。

所得金額合計

営業した月数

× 12 =

推定所得金額

申込書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

※ 病気等により、1 か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

■ 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、受給した金額ではありません。

※ 令和7年1月から令和7年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和6年12月以前から年金を受けている方

「令和7年分公的年金の源泉徴収票」などで支払金額欄を確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

「源泉徴収票」の場合

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	明 治 大 正	
(フリガナ)		生 年 月 日	年
氏 名			
区分	支 払 金 額	源 泉	
所得税法第203条の3第1号適用分	千 円		
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分			
所得税法第203条の3第4号適用分			
本 人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
特 別 障害者	特別 障害者	一般 老人	特 定 老人
その他の 障害者	特別 障害者	特 定 老人	特 定 老人
源泉控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	控除対象扶養親族
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総 収 入	総 所 得
円	円

下段で計算した「区民住宅の所得金額」を記入してください

② 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で「区民住宅の所得金額」に換算してください。

◎年金収入を所得に換算する計算

下表の計算式で「区民住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所 得 金 額	区民住宅の所得金額
65 歳 以上 (昭和36年7月4日以前生まれ)	1,100,000 円まで	所得金額は 0 円	所得金額は 0 円
	1,100,001 円～ 3,299,999 円	年金収入額 - 1,100,000 円	所得金額 - 100,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	所得金額 - 100,000 円
65 歳 未 満 (昭和36年7月5日以降生まれ)	600,000 円まで	所得金額は 0 円	所得金額は 0 円
	600,001 円～ 1,299,999 円	年金収入額 - 600,000 円	所得金額 - 100,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	所得金額 - 100,000 円

※ 「区民住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0 円としてください。

※ 「年金収入額」4,100,000 円以上の場合、お問い合わせください。

注) 年金のほかに収入がある方はそれぞれ所得を計算し、2 段書きにしてください。

例

申込書の年収額欄	
年 収 額	
総 収 入	総 所 得
給与○○○○円	○○○○ 円
年金○○○○	○○○○

■ 特 別 控 除 ※該当の方は必ず差し引くこと

下表の「控除の種類」に当てはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

特別控除を受ける場合は、控除金額を差し引いてから、10 ページの所得基準表に当てはめてください。

① 申込世帯の合計所得金額から控除するもの

控 除 の 種 類	特別控除金額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 人	備 考
(1)老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上（昭和31年7月4日以前の生まれ）の人	(3)の障害者控除と(4)の特別障害者控除は同一人があわせて受けることはできません。
(2)特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満（平成15年6月25日～平成22年7月4日生まれ）の人	
(3)障害者控除	1人につき 27万円	次のいずれかに当てはまる人【 】内は特別障害者控除に該当する人 1 愛の手帳などの交付を受けている人【1・2度の人】 2 身体障害者手帳の交付を受けている人【1・2級の人】 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人【1級の人】 ※障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人【恩給法別表第1号表ノ2の特別項症～第3項症の人】 5 【精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人】 6 【原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人】 7 【常に就床を要し、複雑な介護を要する人】 8 65歳以上（昭和36年7月4日以前の生まれ）の人で1・2と同じ程度であるものとして福祉事務所の長の認定を受けている人（同じく1・2の【 】内と同じ程度であるものとして認定を受けている人）	
(4)特別障害者控除	1人につき 40万円		

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から控除するもの

（ただし、その人の所得金額が特別控除金額に満たない場合は、その所得金額のみ控除します。）

控 除 の 種 類	特別控除金額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 人
(5)寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。）
(6)ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

- ・公営住宅法施行規則の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「(6)ひとり親控除」に該当する方は、「(5)寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

■ 使用者負担額の算定

入居者の負担の軽減を図るため、所得に応じて使用料の減額を行います。入居者が実際に負担する使用者負担額は所得や住戸規模・住戸位置により異なります。使用者負担額は毎年所得報告をしていただき、10月1日に改定します。

また、所得区分および使用者負担基準額も毎年見直します。

区民住宅の使用料は、共益費とともに毎月末日に口座引落としになります。

〈使用者負担額の計算方法〉

(1) まず、あなたの使用者負担基準額を求めます。

下記の計算式により、あなたの世帯の月額所得を求めて、《使用者負担基準額表》に当てはめます。

$$\frac{10 \sim 15 \text{ ページで求めた年間所得} - (\text{同居者} \cdot \text{扶養者数} \times 380,000 \text{ 円})}{12} = \text{月額所得}$$

(2) 次に、あなたの使用者負担基準額に 19～21 ページの住戸係数を乗じて求めた金額（100 円未満切捨て）があなたの使用者負担額となります。

使用者負担基準額 円	×	住 戸 係 数	=	使用者負担額（100 円未満切捨て） 円
---------------	---	---------	---	-------------------------

↑

あなたが実際にお支払いになる金額です。

※別途共益費を負担していただきます。

※なお、使用者負担額の上限は、住戸毎に定められた使用料です。したがって、上記の計算により算出した使用者負担額が各住戸の使用料を超える場合は、使用料＝使用者負担額となります。

《使用者負担基準額表》

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

区 分	所得区分（月額所得）	使用者負担基準額	特定公共賃貸住宅型の区分範囲（48万7千円まで） 区単独住宅型の区分範囲 ※ 1
1	158,000 円～ 228,000 円	66,700 円	
2	228,001 円～ 255,000 円	74,800 円	
3	255,001 円～ 278,000 円	82,600 円	
4	278,001 円～ 301,000 円	90,200 円	
5	301,001 円～ 330,000 円	98,300 円	
6	330,001 円～ 364,000 円	107,600 円	
7	364,001 円～ 400,000 円	118,100 円	
8	400,001 円～ 445,000 円	130,400 円	
9	445,001 円～ 490,000 円	144,100 円	
10	490,001 円～ 546,000 円	159,500 円	
11	546,001 円～ 601,000 円	176,900 円	
12	601,001 円～ 719,000 円	201,600 円	
13	719,001 円～ 834,000 円	234,400 円	

※ 1 西神田区民住宅

◎ 上記の表は毎年 10 月 1 日で変更になる可能性があります。

注意 入居後、所得が上記の表を超えた場合は、所得に応じた負担額が加算されます

★ 申込む住宅を選んでください。

■ 申込番号・申込区分等

今回募集するあき家住宅の申込番号・申込区分等は次のとおりです。

申込区分は、在住者については「一般」・「優遇」があります。

※申込区分の「優遇」は、千代田区内に引き続き1年以上（令和7年7月4日以前から）お住まい（住民票等で確認できること）の方だけが対象です。（「優遇」資格については8ページをご覧ください。）

※下記表中の「入居家族数」とは、申込者本人と同居する親族の数で、遠隔地扶養者は含みません。

※入居者数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数えます。この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とします。

〈住宅名：西神田区民住宅（9階）〉

申込番号	申 込 区 分			募集戸数	間 取 り	入居家族数
1	在住者		親または 子が在住	1 戸	2LDK	2人以上
	一般	優遇				
			在勤者			

〈住宅名：西神田区民住宅（23階）〉

申込番号	申 込 区 分			募集戸数	間 取 り	入居家族数
2	在住者		親または 子が在住	1 戸	2LDK	2人以上
	一般	優遇				
			在勤者			

〈住宅名：西神田区民住宅（7階）〉

申込番号	申 込 区 分			募集戸数	間 取 り	入居家族数
3	在住者		親または 子が在住	1 戸	2LDK	2人以上
	一般	優遇				
			在勤者			

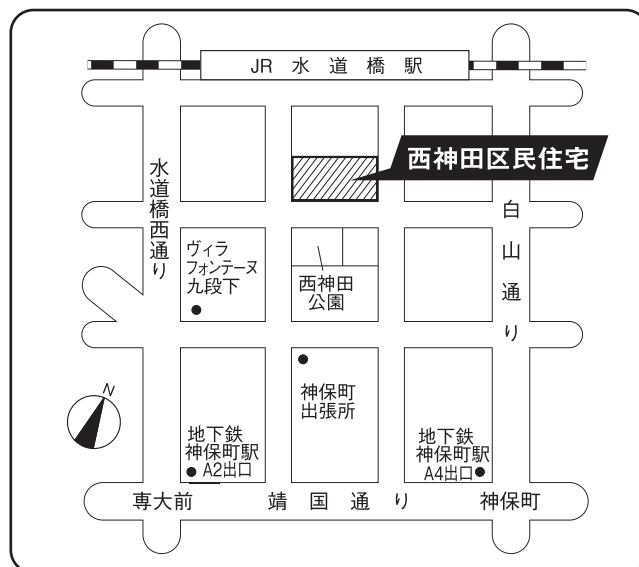
西神田区民住宅

◆建物概要

所在地 千代田区西神田二丁目6番1号
 交通 JR・地下鉄 水道橋駅 徒歩6分
 地下鉄 神保町駅 徒歩6分
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 規模 地上25階・地下2階
 区民住宅 7～14階、18～25階
 竣工 平成11年10月

【併設施設】

区民住宅・区営住宅
 保育園・児童館・多目的小ホール
 ストックヤード等

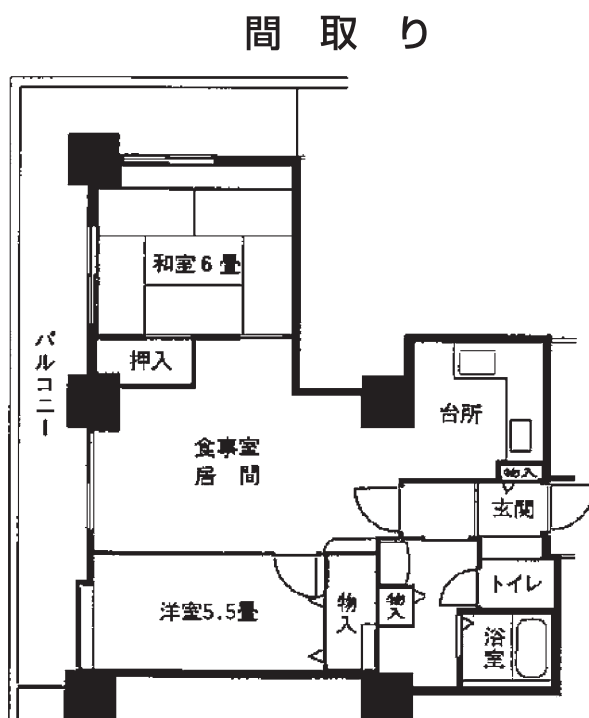


※西神田区民住宅は給湯を「HEATS（ヒーツ）システム」で賄っているため、ガスの他に、熱使用の申込み及び料金支払いも必要になります。

申し込み番号 1

西神田区民住宅（9階）

（区民住宅）
 【都心共同型】



保証金	518,400円
使用料	172,800円
使用者負担額	67,300円 ～172,800円
共益費	9,500円
住戸係数	1.0103

2LDK
 (62.48㎡)

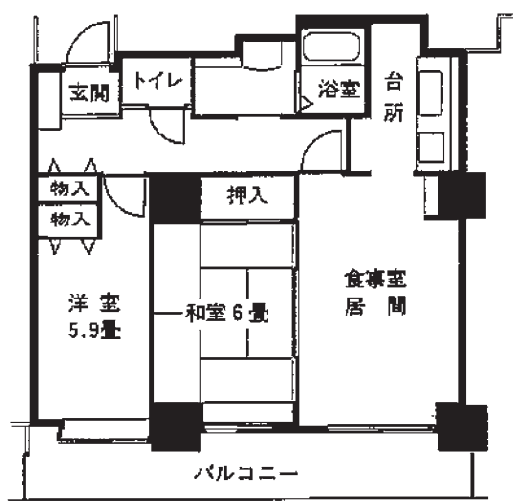
※入居家族数：2人以上

申し込み番号 2

西神田区民住宅（23階）

(区民住宅)
【特定公共賃貸住宅型】

間取り



保証金	507,900 円
使用料	169,300 円
使用者負担額	67,700 円 ～169,300 円
共益費	9,500 円
住戸係数	1.0150

2LDK
(59.42㎡)

※入居家族数：2人以上

申し込み番号 3

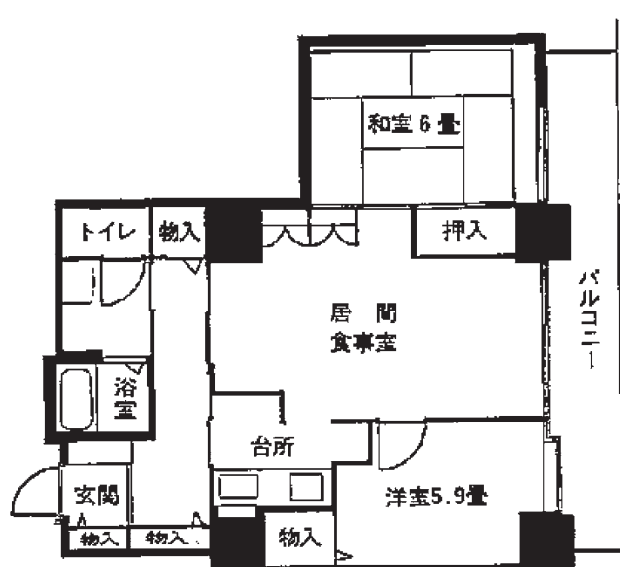
西神田区民住宅（7階）

(区民住宅)
【都心共同型】

※病死等があった住宅

間取り

保証金	529,500 円
使用料	176,500 円
使用者負担額	67,400 円 ～176,500 円
共益費	9,500 円
住戸係数	1.0116

2LDK
(65.15㎡)

※入居家族数：2人以上

★ 申込書を作成してください。

■ 申込みにあたってのご注意

- 申込書に虚偽の記載、不統一な記入がありますと**失格**になりますので、申込書の記入には、十分ご注意ください。
- 申込番号欄は、必ず記入してください（ハガキも忘れずに）。
申込番号欄に記入がない場合は**無効**になります。
- 「優遇」区分を申告された方には、当選後、調査をさせていただきます。
なお、当選後の調査で「優遇」資格に該当していないことが判明した場合は、**失格**になります。
- 申込みは、一世帯につき1通です。一世帯で重複して申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記入された場合も含む）は、すべての申込みを**無効**としますのでご注意ください。
- 申込資格がない場合は、申込みをされても**無効**になります。

■ 申込書の書き方 (太線内だけを書いてください)

申込区分が「親または子が在住」に当てはまる方は、その親または子の氏名、住所等を記入してください。

外国人の方で、通称名がある場合は併記してください。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員を書いてください。
※ここに記入された方以外は入居できません。

申込日現在生まれていない胎児は含みません。

令和8年8月末までに退職することが確定しており、退職後無職・無収入になる方は、「〇年〇月退職予定」と記入してください。

申込書についているハガキには必ず85円切手を貼ってください。(2か所)

(切手が貼ってありませんと抽選番号、抽選結果等の通知ができません。)

申込区分については当てはまるものを1つ〇で囲んでください。(8ページ参照)

令和8年6月区民住宅(あき家)入居申込書

令和8年 月 日
千代田区 長 殿

※申込み資格の確認ができない
申込書は無効となります。

抽選番号

私は、千代田区民住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、申込みのしおり記載の区民住宅申込資格を確認しました。申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定者の決定を取り消されても異議がないことを誓約いたします。
また、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します

△記入しないでください。

申込 番号	区民住宅(世帯用) 1 西神田区民住宅(2LDK) (9階) 2 西神田区民住宅(2LDK) (23階) 3 西神田区民住宅(2LDK) (7階)	在 住 者					親または 子が在住	在勤者
		一般	優遇1	優遇2	優遇3	優遇4		

△該当するものを1つ〇で囲んでください。
(2つ以上は無効となります。)
【しおりP.8参照】

区内在住の 親または子の 住所 電話	千代田区 ☎ ()
区内在勤者の 勤務先住所	千代田区

●太線内を必ず記入してください。

郵便番号	—	自宅電話	—	日中の 連絡先	—	入居予定者数	—
現住所						人	
フリガナ						千代田区内 居住年数	—
氏 名						年 月 日 生	年
						大正 昭和 平成 西暦	(満 歳)

住宅に入ろうとする人・所得等

氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	職 業	年 収 入		勤務先・学校等の名称 電話番号
					総 収 入	総 所 得	
1 申 込 者	本人	男・女	年 月 日		円	円	名称 電話
2		男・女	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
3		男・女	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
4		男・女	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
5		男・女	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
合 計					円	円	遠隔地扶養 人

注) 2種類以上の所得がある方はそれぞれ所得を計算し、2段階きにしてください。

申込書の年収額欄

年 収 入	
総 収 入	総 所 得
給与〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
年金〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、下欄に記入してください(障害者は障害の程度も記入)。【しおりP.16参照】

氏 名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦	ひとり親	障害者または特別障害者	障 害 の 程 度
						級 度
						級 度

年間所得金額(特別控除後) 収入認定世帯人数

△記入しないでください。

○あなたが住宅を必要としている事情などを申告する欄がありますので、裏面も必ず記入してください。
※なお、申込書は返却いたしません。

16ページの特別控除に当てはまる方がいる場合は、必ず記入してください。障害者の場合には、氏名のほかに障害の程度(〇級または判定〇度)も記入してください。

※記載内容確認のために問合せをする場合があります。

申込者への連絡がつかない場合には、その申込書を無効扱い、もしくは一部記入無しとして申込内容の審査を行います。

◎あなたが住宅を必要としている事情を記入してください（当てはまるものを○でかこみ、必要事項を書いてください）。

※申込者本人に自家所有者（共有名義人や人に貸している場合を含む）がいる場合、特殊な例を除き、申込みできませんのでご注意ください。

(1)現在あなたの住宅に住んでいる人の人数_____人 (2)住宅の種類 ア. 自宅 イ. 親兄弟などの家 ウ. 借家 エ. 賃貸マンション・アパート オ. 間借り カ. 社宅・寮 キ. UR 賃貸・公社住宅 ク. 都営住宅 ケ. 都民住宅 コ. 区立・区営住宅 サ. 区民住宅 シ. その他() (3)あなた（申込者）は、土地または建物を所有している ア. 所有していない イ. 所有している（土地・建物） ※所有者は原則として申込みできません。 (4)住宅の所有者（借りている場合は大家さんの） 氏名_____ 住所_____	(5) 住宅の広さ_____㎡ 住宅の部屋数_____室 住宅の階数_____階建ての_____階 (6) 家賃 月額_____円（管理費・共益費等を除く） (7) 住宅を必要としている理由 ア. 立ち退き要求を受けている イ. 家賃が高い ウ. 住宅が狭い エ. 設備が不十分 オ. 住宅が老朽化している カ. 環境が悪い キ. 災害の危険がある ク. 他の世帯と同居している ケ. 通勤に不便 コ. 結婚するため サ. その他() ※当選後に現在の住宅の間取り図をご提出していただきます。
--	---

必ず記入してください。

現在のあなたの収入を確かめてください。

1. 家族（申込者を含む）の収入について記入してください。

収入のある人の氏名	収 入 の 種 類（2つ以上の場合は該当するもの全部）
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他（ ）
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他（ ）
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他（ ）
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他（ ）
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他（ ）

◎在住者の方で抽選区分の「優遇1」、「優遇2」で申し込む方は、以下の欄にも記入してください。

優 遇 1	狭小であり、かつ衛生上・安全上劣悪な状態の民間賃貸住宅等（社宅、寮、UR 賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅、親族の家に間借りしている場合は含まれません）に居住している方の現在の状況をお聞きます。 1 住宅専用面積 _____㎡（_____人世帯） 2 以下のうち、当てはまる項目を○で開んでください（2つ以上）。 ア 建築後 40 年以上経過している。 イ 倉庫など住宅以外の建物に住んでいる。 ウ 台所が他の住戸と共同である。 エ トイレが他の住戸と共同である。 オ 風呂が住戸内がない。 カ エレベーターがない住宅の 3 階以上に居住している。
優 遇 2	(1) 65 歳以上の方の現在の状況をお聞きます。 ア. 現在、入院・療養をしていますか。 ①していない ②している (2) 障害者の方の障害の状況をお聞きます。 ア. 障害のある方はどなたですか。 ①申込者本人 ②同居しようとする者（氏名_____） イ. 障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無。 ①有 ②無 ウ. 障害の程度は。 級 度（障害の部位_____）

※「優遇抽選」を申告された方には、当選後調査させていただきます。

なお、当選後の調査で優遇資格に該当していない場合は、失格になりますので十分ご注意ください。

区民住宅とは

「区民住宅」は、中堅所得層のファミリー世帯向けに供給する公共賃貸住宅です。適切な入居者負担で入居できるように千代田区が建設し、家賃負担の軽減を行い、提供する住宅です。

※「区民住宅」は、資格審査から入居の決定までを千代田区が行います。

こんなときには…

1 「申込み後、住所が変わってしまった！」

- ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号（返信はがき）の通知を受け取れるようにしてください。

2 「当選者・補欠者となった後に住所が変わってしまった！」

- ①申込者名 ②抽選番号 ③旧（申込時の）住所 ④新（現）住所 ⑤電話番号
を下記へ連絡してください。

3 「抽選番号の通知が送られてこない！」

- ・切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると抽選番号等を通知できませんが、申込書に不備がなければ抽選はいたします。→間違いなく切手の貼ってある方は抽選結果の通知をお待ちください（マンション名等の方書きの記入漏れにご注意を）。

4 「抽選結果も送られてこない！」

- ・申込番号を確認のうえ、下記へお問い合わせください。

【連絡先】千代田区 環境まちづくり部 住宅課

電話 (03) 5211 - 3607 (直通)